

1. 「返戻」「保留」に関すること

請求月の月末に、該当事業所には「請求明細書・給付管理票返戻（保留）」一覧表が送付されます。返戻（保留）等のお問い合わせは、「問合せ受付票」に必要事項を記入の上、ファックスでお願いいたします。

★返戻内容をお調べするようなお問い合わせは電話ではお受けできかねますのでご協力を
よろしくをお願いいたします。

なお、帳票の見方やエラー内容については、本会ホームページ「**介護給付費請求の手引き（審査支払結果帳票の解説）**」に詳細を載せておりますのでご活用いただきますようお願いいたします。

「返戻」：備考欄に「返戻」や「英数4文字混在コード」の表記があるもの
確認いただき必要に応じて再請求をお願いします。

「保留」：備考欄に「保留」と表記があるもの
国保連合会で請求データをお預かりしている状態です。

Q 「査定でエラーのあるもの」で返戻されたが、誤っている理由がわからない。

A 請求明細書と給付管理票の内容が不一致の場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

- ①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合
- ②給付管理票に記載されている実績を超える限度額管理対象単位数を請求しており、かつ限度額管理対象外単位数もある場合
- ③請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されている事業所番号が異なる場合

請求単位数が正しい場合は、居宅介護支援事業所に連絡の上、給付管理票を修正してもらい、サービス事業所からも請求明細書を再請求してください。

給付管理票が正しい場合は、請求明細書を訂正し、再請求してください。居宅介護支援事業所の修正は不要です。

Q 返戻（保留）一覧表の備考欄に「保留」と記載されていたが、何かすることはあるのか。

A 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）から給付管理票の提出がない場合、または給付管理票が返戻となっている場合にこのエラーとなります。

滋賀県国保連合会では1カ月間請求データをお預かりしますので、翌月に請求明細書を再請求する必要はありません。居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）へ連絡し、給付管理票の提出を依頼してください。

Q 「保留」となったが、給付管理票が提出されなかった場合どうなるのか。

A 滋賀県国保連合会では1カ月間請求データをお預かりしています。

例) 1月審査で「保留」となり、2月審査時に給付管理票が提出されなかった場合

→2月審査で「返戻」となります。返戻となった場合は再請求が必要になります。

注意：他都道府県の被保険者の場合、保留期間はなく、請求月に「返戻」となります。

Q 「12PA」で返戻されたが・・・

A 滋賀県国保連合会に登録された最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合にこのエラーとなります。

介護保険の請求は、要介護度（要支援度）によって請求単位数が異なるものが多いため、「区分変更申請」を申請された時点でいったんすべての請求を通らないようにし、市町村による認定審査会の判定がおりてから請求するという仕組みになっています。（基本的には、新認定もしくは却下の判定がおりた日の属する月の翌月まで請求不可能）

要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで約30日かそれ以上の日数がかかる場合がありますので請求の際にはご留意願います。

Q 「ANN9」で返戻されたが、給付管理票の作成区分の「新規」と「修正」の違いがわからないので教えてほしい。

A 「新規」とは、初めて給付管理票を提出する場合、もしくは一度提出した給付管理票が返戻され、その給付管理票を再提出する場合です。

一度提出した給付管理票が返戻された場合は、滋賀県国保連合会に登録されていないため「未提出」と同じ状態になっていますので、当該給付管理票を再提出する際は「新規」の作成区分となります。

「修正」とは、滋賀県国保連合会に登録されている給付管理票の単位数の入力（記載）誤り等を直したい場合、もしくはサービス事業所を追加した場合です。

※詳しくは「介護給付費請求の手引き（審査支払結果帳票の解説）」の『2_連合会審査フロー』をご覧ください。